

令和4年度第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月6日（金）13時30分～14時45分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について 5件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 26件
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農業委員会事務の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 3件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第3回農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、6番川野委員と9番篠崎委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので議事の進行にご協力をお願いいたします。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、10件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について、5件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、26件、議案第4号、農用地利用集積計画について、利用権設定が6件、所有権移転が2件となります。議案第5号、農業委員会事務の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等についてでございます。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年5月27日午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、篠崎委員に、また、5月30日には27日に都合により欠席した斉藤委員にそれぞれ出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字五反の畑2筆、計325㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ぶどう、野菜の作付を予定しています。5月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲渡人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号2から5について、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号2から5については、後ほど関連する5条の方で一緒に発表したいのでよろしくをお願いします。

議長 ただいま細谷委員より5条申請と併せてということで申し出がありましたので、次の申請番号6から9も、関連する区分地上権の設定の申請でありますので、後ほど併せて審議することといたします。それでは、次に申請番号10について、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号10について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字吉岡の畑155㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、営農計画は、野菜の作付を予定しています。5月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲渡人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、東金警察署の東、約1kmに位置しています。譲渡人が高齢により農業経営を縮小したいため、農業経営拡大する譲受人に譲渡することになったものです。3条許可基準への適合ですが、譲受人は本件許可により下限面積要件を満たすこととなり、従事日数、機械の保有状況等についても問題ないと思われま

す。議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号10は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、場所、上谷の飯島寺の南東、約150mに位置しています。譲渡人が農業経営を縮小したいため、農業経営拡大する譲受人に譲渡することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、1から10のうち2から9を除いて原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について審議に入ります。本議案につきましては、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号5と関連しておりますので、併せて審議をお願いいたします。それでは、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9 番 本件は、農地法第5条の規定による賃借権の設定及び所有権移転を伴う、計画変更の申請です。申請地は、小野字寺谷の田16筆、畑1筆、計15,302㎡の農地です。本件は、以前農地法第5条の規定による許可を受けましたが、今回隣接地の農地の相続登記が終了し、一体として利用するための申請です。申請書類も揃っており、現地を確認したところ特に問題となる様な状況は見受けられなかったため許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1から5は、同一事業であり、一括してご説明いたします。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南、約500mに位置しています。転用の目的は、資材置場です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。譲受人は、申請地の隣接土地を令和4年3月16日付で資材置場を目的とした農地法第5条の転用許可を受けており、今般、隣接土地である申請地の相続登記が終了したことから、事業用地を広げ、既に転用許可済の隣接土地との一体利用を図るものです。

所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1から4につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 番号1から4について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、山田字新田の畑4筆、計482.17㎡の農地です。転用の目的は、資機材置場及び駐車場です。令和3年6月の総会において同一申請者からの申請を許可した土地に隣接しており、転用に必要な書類も揃っていること、周辺農地への被害防除対策も施されていることから許可相当と判断します。以上です。

議長 次の申請番号5につきましては、先ほどの議案第2号でご審議いただきましたので割愛いたします。

次に、申請番号6につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号6について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間土地区画整理地内で所在は田間字二丁目、地目は畑3筆、面積は1,779㎡の農地です。転用の目的は土地分譲10区画です。転用に伴う

造成工事は特にありません。また、排水については、雨水は道路側溝に放流、汚水は既設下水道に放流する計画です。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号7につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号7について説明します。本件は農地法第5条の規定による地上権の申請です。申請地は上武射田字仲子の田316㎡、字外作の畑3,256㎡、2筆合計3,572㎡の農地です。転用の目的は太陽光発電設備の設置です。工事中、安全工事で施工します。また、工事後、定期的な管理を行っていきます。フェンス等も設置します。問題が生じたときは、当方の責任において適正な対処を行いますとのこと。太陽光モジュール2,142枚、パワーコンディショナー14台です。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号8につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号8について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は道庭字八島、地目は田、面積266㎡の農地です。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。事業計画においては、埋立て等を行わず整地のみとします。また、排水については、汚水は合併浄化槽を介して西側水路に放流し、雨水は雨水枡を介し同じく西側水路に放流します。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号9及び10につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 番号9及び10について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は川場字道ノ塚の田、現況は畑の2筆で合計1,624㎡の農地です。転用の目的は戸建貸家8棟で、転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、隣地境界線にブロック積みをして砂等の流失を防止する計画です。また、排水については、雨水は隣接水路に放流、汚水は合併浄化槽で処理した後、排水路に放流する計画で区長の同意書が添付されています。資金計画書、残高証明書等の申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号11につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号11について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間土地区画整理地内で所在は田間字三丁目、地目は畑、面積331㎡の農地です。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。転用に伴う造成工

事はありません。また、排水については、汚水は本下水に接続し、雨水は敷地内処理とする計画です。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号12から15につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。なお、先ほども申し上げましたとおり、議案第1号の申請番号2から9と併せて審議をお願いします。

4番 番号12から15について説明します。5月27日1班4名秋山委員、大木委員、篠崎委員、細谷委員、また30日に再調査のため、地元正気の岩柳委員、板倉委員、細谷委員、また27日に都合により欠席した斉藤委員の出席を得て2日において調査を行いました。本件は農地法第5条の規定による一時転用の申請です。申請地は宿字南原、字北上野、字申新田の現況畑12筆、合計3,359㎡の農地です。転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置です。排水については雨水のみで敷地内に浸透させる計画です。現況畑の本件は許可になり得る農地です。以上です。

議長 次に、申請番号16から26につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 番号16から26について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は油井字クボ田の田17筆、畑1筆、計14,501㎡の農地です。転用の目的は大型機械の駐機場用地です。現地を確認したところ、平場での駐機場計画であり、日照、通風等の隣接農地への影響も少なく、必要な書類も揃っており許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

申請番号1から4は、同一事業のため、一括してご説明いたします。

本件は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉東金有料道路山田インターチェンジの南、約400mに位置しています。転用の目的は、資機材置場用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

議案書の10ページをお願いいたします。

申請番号6は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間区画整理地内で、ふれあいセンターの南西、約600mに位置しています。転用の目的は、土地分譲10区画です。立地基準につきましては、申請地は、土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地

です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号7は、地上権設定を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約1.4kmに位置しています。転用の目的は、太陽光発電設備の設置です。立地基準につきましては、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号8は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、公平幼稚園の南、約150mに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号9及び10は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金中学校の南、約550mに位置しています。転用の目的は、戸建貸家8棟です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ha以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

議案書の11ページをお願いいたします。

申請番号11は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間区画整理地内で、ふれあいセンターの北東、約400mに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号12から15は、同一事業であり、営農型の太陽光発電設備の設置を目的とした5条の一時転用許可申請です。申請地の現況は全て畑で合計面積は、3,359㎡です。その内、転用の対象となるのは、支柱部分の合計面積1,354㎡です。設置するパネルの面積の合計は、約1,518㎡です。一時転用の許可の期間についてでございますが、通常は3年となっておりますが、本申請におきましては、パネル下部で耕作を行う法人が認定農業法人であることから、許可期間は10年となります。なお、一時転用の許可につきましては、3条の区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。

議案書の12ページをお願いいたします。

申請番号16から26は、同一事業のため、一括してご説明いたします。場所は、丘山地区コミュニティセンターの東、約350mに位置しています。転用の目的は、大型機械の駐機場です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。

所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 細谷委員。

4 番 12番から15番について、農振除外ができるのであれば、農地法5条の恒久転用で、営農型でない太陽光発電設備にしていきたい。また、特例として集落の中で営農型太陽光発電設備の転用ができるのか、事務局の説明を求めます。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明させていただきます。12番から15番については、1つ1つが発電所ということで、それぞれの単位で申請しているものでございます。農振外の申請につきましては、13番の北上野の3筆だけでございます。12番、14番、15番につきましては、農振農用地でございます。こちらは営農型でないと太陽光発電設備の転用ができないということでございます。以上です。

議 長 細谷委員、よろしいでしょうか。

4 番 今まで個人の設置の場合は3年間の一時転用ですね。今度法人になったから10年ですよね。10年間何も改善されないまま進む可能性もあります。今まで、いろいろ問題がありましたので、できればもう農地と切り離して転用して太陽ソーラーをやっ
ていただきたいと私は望んでおります。本来なら地元の委員さんが聞き取り調査をして、だめだよって言えばそれでだめなんですけど、今は輪番制で持ち回りですから、30日に正気の委員さんにも出席いただいてご意見も伺いました。様々なご意見がありました。全てばつです。以上です。

議 長 他にございますでしょうか。

議 長 川野委員。

6 番 簡単に分かりやすいように説明してください。

議 長 事務局、お願いします。

事務局　今回の4件は、パネルの下で畑をやるということで申請が出ています。細谷委員さんのおっしゃっていたのは、今までも同じような形でやってきている中で、よろしくない状況が見られるということだと思いますが、今回申請者が法人としての改善計画の認定を受けたということですので、事務局としてもよく観察をして、同様の状況が見られれば、指導していかなければいけないと考えております。以上です。

議長　川野委員、よろしいでしょうか。

6番　はい。

議長　農宮委員。

7番　現地を確認した他のみなさんは賛成なんですか。私たちは現地を見てないので、書類にあることだけで発表されたことに対して賛成です反対ですって言うしかないんです。今回、クエスチョンがあるんでしたら、一緒に見に行った方々の意見も一人ずつ見てどうだったかというのをちゃんと言っていただいて、みんなが納得すれば、こういう太陽光の営農もやったらいいかなと思っているので、そういう意見を聞いて参考にしたいと思うんですがいかがでしょうか。

議長　ありがとうございます。他の委員さん、ご意見ございましたらお願いいたします。

9番　許可が確実に下りるからという準備状態で許可待ちという状況でしたので、許可が出た後に太陽光の設備を作るための準備をするのであれば分るけれど、当り前のように準備をしていたので、農業委員としては許可を出すには相談しないと無理だよねという話しになりました。以上です。

議長　ありがとうございます。他の方、ご意見いかがでしょうか。

5番　すべて準備しておるということで、許可相当になるだろうと思っていらしたところがよく見えましたので、なんとなくお人柄というかそういったものが見えたので、あまり許可をしたくないなという感じはちょっと受けました。

議長　ありがとうございます。他の方、ご意見どうでしょうか。

2番　篠崎委員さんと斉藤委員さんと同じ様な考えです。

議長　ありがとうございます。他に。

1番　許可基準に沿っていれば、認めなければならないと思いましたがけれども、いろいろな事情を聞いてみると、その後の状況があまり良くないということで、これで許可し

たらしいのか迷っているのが現状でございます。

議 長 ありがとうございます。

3番 非農地状態であったであろうと思われる土地が、農地の形になっているというのは事実でございます。フェンスの設置がされていない部分も過去の既存の設置場所でございます。こういうものは確実に守ってもらいたいと思います。

議 長 ありがとうございます。板倉委員、お願いします。

8番 雑草地であり、それをきれいに整地までしてあってすぐ何かやるというような感じ、今までも太陽光を許可してきたんですけど、その後の管理が目に見えるものがあるんじゃないかということで反対です。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局 いろいろと意見をいただきました。最終的に3条に関しましては農業委員会が許可をする形になっておりますが、一時転用の許可につきましては県が許可をするということでございます。ですので、千葉県が許可基準に照らし合わせて許可要件に満たない所があれば、不許可という形になるかと思いますが、その辺は県が判断するということでございます。3条に関しましては、地主さんから法人へ賃借権を設定して耕作をするということでございます。こちらは、耕作をすることを前提に申請がされているものがございますが、営農型の太陽光の発電設備を設置をしてそのパネルの下で営農をするということで、これまでと同じような形態になるかと思っております。一つ状況として変わっているのは、2月に東金以外でも山武、芝山、茨城県、群馬県で営農するという計画書を出して、関東農政局から改善計画の認定を受けているということですので、きちっと計画に則って営農していただくことが大前提だと思いますので、間違いなくやるということを事務局で確認させていただきたいと思っております。それまでの間、お時間をいただきたいと事務局としては考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長 細谷委員、意見ございますでしょうか。

4番 1班と正気の委員さんに意見を発表していただきましたけど、営農型は今回は取り下げていただきたいと思っております。以上です。

議 長 それでは、細谷委員から意見のございましたこの案件に対して、許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手しない)

10番 今までこういう例はあったんですか。

事務局 過去には農業委員会で不許可相当ということで意見書を付けて県に送ったことはあるのではないかと思います。ただ、許可か不許可は県の判断となります。3条については、不備があれば、継続審査にして改善できるのかできないのか見極めるのも一つだと思います。これで今、みなさんの採決とすれば、賛成という方がいらっしやらなかったと言うことでございますので、継続審査にしてその対応を確認してから最終的に判断するというのはあるかと思います。

10番 県に確認はするんですね。

事務局 5条の一時転用に関しては、県に確認はしますが、許可基準に照らして、不許可に出来ないと言う判断が下されれば、許可になるかと思います。

議長 それでは、本件は継続審議ということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、今の件以外で採決に移りたいと思います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

挙手 (多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第6次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第6次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定6件、面積合計58,334㎡、内訳、5年1件、面積合計19,829㎡、10年5件、面積合計38,505㎡、所有権の移転2件、面積合計1,007㎡です。1ページが10年の利用権設定管理台帳で、2ページ、3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は更新で福俵の認定農業者へ貸付となりました。2番も更新で大沼田の農業者へ貸付となっております。6ページが5年の中間管理機構を通しての利用権設定管理台帳で5ページから8ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2筆新規、残りが更新で菱沼の認定農業者へ貸付となっております。9

ページ、10ページが10年の中間管理機構を通しての利用権設定管理台帳で、11ページから18ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。3番は1筆更新、残りが新規で東中の農業者へ貸付となっております。4番は新規で東中の農業者へ貸付となっております。5番は更新で下武射田の認定農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は19ページから21ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが22ページのとおりです。23ページ、24ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、19ページと25ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については小沼田の農業者です。2番の買い手については大沼田の農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に議案第5号、農業委員会事務の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等についての審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業委員会事務の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等についてご説明申し上げます。議案書は16ページ、資料は別冊の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」になります。本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、東金市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について」公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。なお、ご承認いただきましたら、法令の規定により「インターネットの利用等により6月30日までに公表しなければならない。」とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、月末までにホームページにおいて公表したいと考えております。

それでは、はじめに「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。「農業委員会の状

況」でございます。令和4年3月末現在の状況を記載しております。1の「農業の概要」につきましては、国の統計調査等による数値を記載したもので、2の「農業委員会の現在の体制」は、委員数を記載しております。2ページをお願いします。「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。令和3年度末の集積面積は915haで、2年度末が846haでしたので、1年間で69haの増加となりました。目標値は966haと設定しておりましたので、達成状況は94.72%となりました。活動の実績、評価につきましては記載のとおりでございます。3ページをお願いします。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、令和3年度における参入実績は個人が3名、法人が2社で、取得面積の合計は約2haでございました。活動の実績、評価につきましては記載のとおりでございます。4ページをお願いします。「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。令和3年度の解消目標は1haと設定しておりましたが、利用状況調査において耕作の再開等を確認した農地の面積は0.6haでした。活動実績につきましては、10月に実施した利用状況調査の結果に基づき、28筆、約1.4haについて利用意向調査を実施しました。目標に対する評価、活動に対する評価につきましては記載のとおりです。5ページをお願いします。「違反転用への適切な対応」ですが、違反転用面積は0.8haで増減はありません。活動に対する評価につきましては記載のとおりです。6ページをお願いします。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1の「農地法第3条に基づく許可事務」の実施状況ですが、申請書類の確認、現地調査、必要に応じて聞き取り調査を実施し、関係法令・許可基準に基づき議案ごとに審査を行いました。令和3年度は66件を処理し、全て許可しました。次に、2の「農地転用に関する事務」の実施状況ですが、書類審査及び現地調査を実施し、許可基準に基づき立地や転用事業の確実性、周辺営農への影響等について審査しました。令和3年度は66件を処理しました。7ページをお願いします。3の「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内の農地所有適格法人で報告書の提出が必要な3法人から報告書の提出がありました。4の「情報の提供等」については記載のとおりでございます。8ページをお願いします。「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務について、要望・意見は特にございませんでした。「事務の実施状況の公表等」については、記載のとおりでございます。以上が、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案となります。

続きまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等の(案)」について、ご説明申し上げます。昨年度までは、農業委員会が定めた最適化指針をもとに「当該年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めていましたが、今年度の2月に国からガイドラインが示され、今年度からは、このガイドラインに沿って目標の設定を行うことになりました。事務局においてガイドラインに沿って案を作成いたしましたので、ご説明申し上げます。お配りしております「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の1ページをお願いします。「農業委員会の状況」でございますが、令和4年度4月1日現在の「農業委員会の体制」と「農家・農地等の概要」を記載しております。2ページをお願いします。「最適化活動の目標」でございます。1の「最適化活動の成果

目標」でございます。(1)は、農地の集積について定めたものとなります。現状及び課題については、記載のとおりです。目標でございますが、国のガイドラインにおきましては、農業委員会が定めた指針目標が80%を下回る場合は、都道府県が定めた目標を農業委員会の目標として設定するとしています。本市の指針目標は33%でありますので、「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に定められた令和5年度末の目標値である51%をもとに設定をいたしました。令和4年4月1日現在の東金市における農地面積は3,360haであり、その51%は、約1,714haとなります。令和3年度末の集積面積は915haでしたので、目標を達成するためには新規集積面積を2年間で約800ha増やす必要があります。以上のことから、大変厳しい目標となりますが、今年度の新規集積面積を400haと設定しています。続いて、(2)の「遊休農地の解消」でございます。現状につきましては、1号遊休農地の面積は31ha、その内、草刈等により耕作可能となる緑区分の遊休農地が28ha、耕作を再開するために基盤整備等が必要な黄色区分の遊休農地が3haでございます。目標でございますが、緑区分の遊休農地の解消目標は、ガイドラインにおいて令和3年度末時点の遊休農地を5年で解消することとしており、28haを5年で解消するため、今年度は6haと設定しております。また、黄色区分の遊休農地については、解消のための工程表の策定方針を定めるとされていることから、市の農政課との協議を実施するとしました。新規発生遊休農地につきましては、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消を目標とするとされていることから、12haと設定しております。3ページをお願いします。(3)の新規参入の促進でございます。現状及び課題については、記載のとおりです。目標につきましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を設定することとされており、目標値については、平成28年度から平成30年度までの3年間に行われた権利移動の面積の平均の1割以上を設定することとされており、3ヶ年の平均が58haであることから、5.8ha以上を設定する必要があり、6.6haと設定しております。続きまして、2の「最適化活動の活動目標」について、ご説明申し上げます。(1)は、最適化推進活動を行う日数目標となります。国におきましては、標準活動日数を一月当たり10日と示しておりますが、本市におきましては、週2日を目安に一月に8日と設定いたしました。(2)は、「活動強化月間の設定目標」となります。ガイドラインでは、毎年度、活動強化月間として三月以上を設定することとされており、本市におきましては、6月から7月を「未耕作地の早期発見と意向調査の月間」とし、11月から12月を「農地中間管理機構の啓発月間」として設定しました。(3)は、「新規参入相談会への参加目標」となります。ガイドラインでは、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するとされており、11月に予定される「千葉県農林業就業相談会」への参加を目標として設定しました。最後に4ページをお願いします。ガイドラインでは、最適化活動を行う委員毎に目標を設定することが定められていることから、本市におきましては、農業委員と推進委員が連携して最適化活動に取り組むため、記載のとおり、33名すべての委員に目標を設定いたしました。表の左から説明いたします。担当区域につきましては、国の指示に従い委員名を

記載せず、推進委員の担当区域番号の1番から順にアルファベットで表示しています。また、枝番が付いている区域については、1が推進委員、2若しくは3が農業委員を表しています。例えば、1番のA区域は城西地区の篠崎推進委員、2番のB区域は田間地区の工川推進委員、3番のC-1区域は嶺南地区の篠崎推進委員、C-2区域は大木農業委員となります。担当区域の面積については、国の「耕地及び作付面積統計」による東金市の耕地面積3,360haを農地台帳の面積を基に按分して算出しています。なお、同じ地区に農業委員と推進委員がいる場合は、農業委員は総会事務等があるため、その分を考慮して推進委員6割、農業委員4割として按分算定しています。次の新規集積面積、集積面積の累計、集積率につきましては、令和4年度の全体目標値になるよう、それぞれの担当区域の面積に応じて設定しました。次に遊休農地の解消目標ですが、先ほどの新規集積面積と同様に農業委員の目標値を推進委員の8割と設定しました。次に新規参入貸付等同意面積ですが、全体の目標値を5.8ha以上とする必要があることから、一人当たり0.2haとし、全体で6.6haを目標としたものでございます。

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、農業委員会事務の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号及び第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の17ページから18ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。5月2日から13日までに受付した案件は2件で、いずれも相続により所有権を取得したものです。斡旋の希望は有りません。19ページをお願いします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。3件の照会があり、現地調査を5月10日と4月24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和4年6月6日